**日常生活自立支援事業における書類及び印鑑の預かりに関する覚書**

（実施）社会福祉協議会（以下「甲」という。）と（市町村）社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、甲が実施する日常生活自立支援事業における書類及び印鑑の保管について、次のとおり覚書を取り交わすこととする。

（目的）

第１条 乙は、甲が実施する日常生活自立支援事業におけるサービスの円滑かつ適切な提供を支援することを目的とし、当該管内の利用者への日常的な生活支援を行う上で必要となる書類及び印鑑の保管について、以下のとおり取扱うこととする。

（保管物件）

第２条 乙が保管する物件は、日常的な生活支援を行う上で必要となる書類及び印鑑とする。

（２） 保管の開始にあたっては、別紙１「福祉サービス利用援助契約における書類及び印鑑の預け書」（以下「預け書」という。）を取り交わすこととする。

（保管方法）

第３条 乙は、書類及び印鑑の保管に際し、別に内部規定を設け、安全かつ適切な方法により保管することとする。

（保管物件の受渡）

第４条 乙は、甲の職員である専門員及び生活支援員との保管物件の受渡に際し、「福祉サービス利用援助実施票」により確認を行うこととする。

（保管物件の返還及び変更）

第５条 保管物件の返還にあたっては、別紙２「福祉サービス利用援助契約における書類及び印鑑の受取書」（以下「受取書」という。）を取り交わすこととする。

（２） 預け書の内容に変更が生じた場合は、受取書により返還の確認を行い、改めて預け書を取り交わすこととする。

（秘密の保持）

第６条 乙は、本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第７条 本事業の実施にあたり利用者に損害を与えたときは、甲の負担とする。ただし、その損害の発生が乙の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（その他）

第８条 本覚書に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定めることとする。

以上のことを明らかにするため、本覚書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

名 称

会長名 印

乙 住 所

名 称

会 長 印

別紙１

**福祉サービス利用援助契約における書類及び印鑑の預け書**

　福祉サービス利用援助契約に基づく利用者○○○○の後記の書類と印鑑について、（実施）社会福祉協議会は（市町村）社会福祉協議会に預け、（市町村）社会福祉協議会は受け取りました。

令和 年 月 日

　　　　　　　　　　　　　（市町村社会福祉協議会）

住 所

名 称

会長名 印

（実施社会福祉協議会）

住 所

名 称

会長名 印

記

１．書 類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種 類 | 書 類 を 特 定 す る 事 項 | 書類の数 |
| （１） | 総合口座通帳 | 金融機関・支店名：  預金の種類：  普通預金口座番号：  定期預金口座番号：  口座名義： | 通 |
| （２） |  |  |  |

２．印 鑑

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種 類 | 印 影 | 備 考 |
| （１） | 実 印 |  |  |
| （２） | 銀 行 印 |  |  |

**＊預かり書に記載する書類及び印鑑に変更がある場合には、受取書で返還の確認を行い、新しく預かり書を作成します。**

別紙２

**福祉サービス利用援助契約における書類及び印鑑の受取書**

福祉サービス利用援助契約に基づく利用者○○○○の後記の書類と印鑑について、（市町村）社会福祉協議会は（実施）社会福祉協議会に返還し、（実施）社会福祉協議会は受け取りました。

令和 年 月 日

（市町村社会福祉協議会）

住 所

名 称

会長名 印

　　 　　　　　　　　（実施社会福祉協議会）

住 所

名 称

会長名 印

記

１．書 類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種 類 | 書 類 を 特 定 す る 事 項 | 書類の数 |
| （１） | 総合口座通帳 | 金融機関・支店名：  預金の種類：  普通預金口座番号：  定期預金口座番号：  口座名義： | 通 |
| （２） |  |  |  |

２．印 鑑

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種 類 | 印 影 | 備 考 |
| （１） | 実 印 |  |  |
| （２） | 銀 行 印 |  |  |